

令和2年度定期監査(9)(建築工事) 監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和2年度定期監査(9)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和2年12月2日から令和3年1月29日までの間において実日数4日間

(2) 実施内容

令和2年度練馬区監査基本計画に基づき、練馬区監査委員監査基準に準拠し、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、完了案件については、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

- (ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(3) 対象工事

ア (仮称)練馬区北保健相談所ほか複合施設新築工事

(仮称)練馬区北保健相談所ほか複合施設新築機械設備工事
(仮称)練馬区北保健相談所ほか複合施設新築電気設備工事
(仮称)練馬区北保健相談所ほか複合施設新築昇降機設備工事
(仮称)練馬区北保健相談所ほか複合施設新築工事監理等業務委託

- イ 練馬区立大泉西中学校校舎等改築工事
練馬区立大泉西中学校校舎等改築機械設備工事
練馬区立大泉西中学校校舎等改築電気設備工事
練馬区立大泉西中学校校舎等改築昇降機設備工事
練馬区立大泉西中学校太陽光発電設備設置工事
練馬区立大泉西中学校校舎等改築工事監理等業務委託

(4) 対象部課

- ア 施設管理担当部施設整備課
- イ 高齢施策担当部高齢者支援課
- ウ 健康部健康推進課
- エ 健康部北保健相談所
- オ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課
- カ 教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、軽易な業務上の誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。